

平成 29 年度「子供・若者育成支援のための地域連携推進事業」
— 中部ブロック研修会 —

1 主 催 内 閣 府

2 日 時 平成 29 年 9 月 21 日 (木) 10:00～15:00

3 場 所 じゅうろくプラザ
(岐阜市橋本町 1-10-11 電話 058-262-0150)

4 プログラム

10:00～10:05 開会挨拶(岐阜県)

10:05～10:25 子供・若者育成支援施策について(内閣府)

10:30～12:00 事例検討会(1)
【第 1 分科会】若者による地域づくり
【第 2 分科会】子供・若者の活動拠点

(休 憩)

13:00～14:30 事例検討会(2)
【第 3 分科会】困難を抱える子供・若者の支援
【第 4 分科会】逸脱行動・少年非行の動向と立ち直り支援

14:40～15:00 全体会
各分科会報告(各分科会コーディネーター)
閉会挨拶(内閣府)

※分科会のテーマについては、都合により変更することがあります。

※ 4 分科会の事例検討会がありますので、参加者には 2 つ希望を聞いて、内閣府において割振りを行います。ただし、員数の偏り等がある場合は、当府において調整を行いますので御承知おきください。

○ 4 分科会における事例検討テーマ

【第1分科会】若者による地域づくり（まちづくり、まちおこし等）

地方創生を進める上では、地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者への支援が重要だと考えます。

第1分科会では、地方公共団体、地元企業や産業界、大学等の教育機関が連携して地域産業を担う若者を育成している事例や若者自身によるまちづくり、まちおこしなどの実践事例等を通して、創造的な未来を切り拓く若者の応援や活動の在り方について考えます。

【第2分科会】子供・若者の活動拠点

子供・若者が健やかに成長するためには、彼らが安全に安心して過ごすことのできる環境の中で、社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験や交流活動の充実を図ることが重要です。

第2分科会では、公共施設を活用した子供の放課後や休日の居場所づくり、あるいは民間団体等による子供・若者向けの交流の場づくりなど、地域住民等の参画を得て、子供・若者を孤立させることなく、体験・交流活動を行う活動拠点の充実に取り組んでいる事例等を通して、子供・若者の居場所の現状と課題について考えます。

【第3分科会】困難を抱える子供・若者の支援（地域における支援ネットワークの構築）

困難を抱える子供・若者やその家族の支援は、相談内容に応じて適切な関係機関への紹介を含む必要な情報提供や助言を行う等、支援の関係機関が有機的に連携する「横のネットワーク」と、年齢が進んでも途切れることのない「縦のネットワーク」が連動して機能することが重要です。

第3分科会では、ワンストップ相談窓口、「子ども・若者育成支援推進法」第19条でその設置が努力義務とされている「子ども・若者支援地域協議会」、地域若者サポートステーション等において、関係機関が連携して対応した取組事例を中心に、地域における縦・横の支援ネットワークの現状と課題について考えます。

【第4分科会】逸脱行動・少年非行の動向と立ち直り支援

刑法犯少年の検挙人員等はここ10年減少傾向にありますが、少年の問題行動は多様化、深刻化しています。特に、インターネットの普及を背景とした、薬物非行や性非行の広がりが懸念されるとともに、子供が犯罪被害に遭う危険性の高まりも危惧されるところです。

第4分科会では、少年の逸脱行動や非行の動向と対応について、特に対象少年を孤立させず、その立ち直りを支援する取組について、事例を通して考えます。